

令和6年度第4回松本市社会福祉審議会児童福祉専門分科会 次第

日時：令和7年2月3日（月）午後3時

場所：市役所東庁舎4階第3委員会室

1 開 会

2 会長あいさつ

3 議 事

(1) 協議事項

ア 第3期子ども・子育て支援事業計画について 【資料1】

イ 教育・保育施設の新設、変更及び利用定員の設定について 【資料2】

4 その他

5 閉 会

(協議事項)

第3期松本市子ども・子育て支援事業計画について

1 趣旨

第3期松本市子ども・子育て支援事業計画（以下「第3期計画」という。）について、パブリックコメントを実施しましたので、その結果等について報告するとともに、最終計画案について協議するものです。

2 経過

- 6. 1 1. 1 4 社会福祉審議会第3期計画について報告
- 1 1. 2 1 第3期計画について市へ答申
- 1 1. 2 5 庁議で第3期計画（案）について協議、了承
- 1 2. 1 3 厚生委員協議会で第3期計画（案）について協議、了承
- 1 2. 1 6～ パブリックコメントを実施（令和7年1月16日まで）

3 パブリックコメントの実施結果について

別紙1のとおり

4 厚生委員協議会からの意見等について

別紙2のとおり

5 最終計画書（案）

別冊のとおり

第3期松本市子ども・子育て支援事業計画（案）に対する
パブリックコメントの実施結果

1 募集期間

令和6年12月16日（月）から令和7年1月16日（木）まで

2 閲覧方法

- (1) 市ホームページ
- (2) 窓口（行政情報コーナー、各地区地域づくりセンター、こども育成課）

3 実施結果

(1) 件数

23件（4人）

(2) 提出方法

ア ファクシミリ 11件（1人）

イ メール 12件（3人）

(3) 意見に対する対応

区分	内容	件数
ア 反映する意見	意見等の内容を反映し、案を修正したもの	12件
イ 趣旨同一の意見	意見等の同趣旨の内容が既に案に盛り込まれているもの	3件
ウ 参考とする意見	案を修正はしないが、施策等の実施段階で参考とするもの	5件
エ 対応が困難な意見	対応できないもの	0件
オ その他	案の内容に関する質問等	3件
計		23件

4 意見等の概要及び市の考え方

No.	頁	項目	意見等の概要	市の考え方
1	2	第1章 1 計画策定の背景と趣旨 (1) 子ども・子育てをめぐる国の政策の動向	「希望出生率1.8」の実現を目指してとあるが、その前に「近年は」若しくは「その後」を入れるべきである。	【ア 反映する意見】 ご指摘の趣旨を踏まえ、さらに、「希望出生率1.8」をその後、「希望出生率1.8」に修正しました。
2	2	第1章 1 計画策定の背景と趣旨 (2) 松本市の子ども・子育て政策の動向	「こどもまんなか社会」の実現とはどのようなことか。 また、「総合計画と支援事業計画で役割を分	【ア 反映する意見】 「こどもまんなか社会の…」を「こどもを社会の中心に据えてこどもの意見を聞き、こどもの利益や権利を守

			担し」とあるが何が「まんなか」なのかがわからない。	る「こどもまんなか社会」を 実現するため」に修正すると ともに、第1章の最後に、日 本が目指す「こどもまんなか 社会」とはどのようなことか 説明文を追記しました。 また、本市では本計画と同 時期に策定している「子ども にやさしいまちづくり推進 計画」の2つの計画を関連付 けることで「こども計画」に 位置付けているため、両計画 の関連性をわかりやすくす るため、資料編に対応表を追 加しました。
3	8 ～ 20	第2章 1 人口・世帯の動向 2 家庭の状況 3 子育ての意識	様々なデータを図で 示しているが、凡例の 表記等に統一性がない ため、統一した方がよ いのではないかと。	【ア 反映する意見】 ご指摘のとおり、凡例表記 等を統一するなど、計画書全 般の表記も修正しました。
4	9	第2章 1 人口・世帯の動向 (2) 出生の状況	「図6 出生数の推 移」が子どもにやさし いまちづくり推進計画 のデータ数値が異なる がどちらが正しいの か？	【オ その他】 本計画は長野県「毎月人口 異動調査」、一方の計画は厚 生労働省「人口動態統計」を 引用していましたが、長野県 「毎月人口異動調査」に統一 します。
5	11	第2章 2 家庭の状況 (1) 女性の年齢別就 業率	「図10 全国・長野 県・松本市の女性の就 業率の比較（令和2 年）」及び「図11 松 本市の女性の就業率の 経年比較」の数値が線 状にあるため、見やす くすべきである。	【ア 反映する意見】 数値を別表記としました。
6	15	第2章 3 子育ての意識 (4) 放課後の過ごし 方の希望	「図19 小学校 低学年で希望する放課 後の過ごし方」の児童 館・児童センターのR 5の数値は不要ではな いか。	【ア 反映する意見】 ご指摘のとおり、令和5年 度の調査項目から児童館・児 童センターを除外してい るため「0.0」を削除しました。

7			「図19 小学校 低学年で希望する放課後の過ごし方」のファミリー・サポート・センター事業のH25とH30がわからないので注釈をいれるべきである。	【ア 反映する意見】 ご指摘のファミリー・サポート・センター事業については、平成25年度及び30年度とも調査項目にはありましたが、回答が無かったものです。そのため「0.0」に統一した表記に修正しました。
8	16・17	第2章 3 子育ての意識 (5) 子育て支援のニーズ	「図20 子育て支援施策で特に重要だと思うもの」及び「図21 子育て支援施策で特に重要だと思うもの」に調査実施年を記入すべきである。	【ア 反映する意見】 ご指摘の図は単年度調査の結果のため、実施年度を追記しました。
9	22	第3章 1 本計画でめざす姿	「こどもまんなか社会」とは何かがよくわからないので、説明文を入れるべきではないか。	【ア 反映する意見】 日本が目指す「こどもまんなか社会」とはどのようなことか、第1章の最後に説明文を追記しました。
10			●本計画でめざすことに「こどもまんなか社会をめざして」とあるが「こどもまんなか社会の実現をめざして」ではないか。	【ア 反映する意見】 ご指摘のとおり修正しました。
11	24	第3章 基本目標2 地域のニーズに応じた子育て支援の充実	子育てに不安を抱える人が身近に相談できる先の連携はすばらしいが、実際にどこがどのようにどのタイミングで一人ひとりの親に周知しているのか図27に入れられないか。	【ウ 参考とする意見】 子どもの年齢、保護者の心配事等によりアプローチ方法と担当する部署が異なるため図に表すことは困難ですが、子育て支援に係る部署の連携体制は構築されているため、今後更に連携を強化していきます。
12	25	第3章 基本目標3 ワーク・ライフ・バランス（仕事と家庭の両立）を実現する環境づくりの推進	家庭での父親の育児参加や職場の理解を促進する見本例として市の公的職場の実践計画を出したらどうか。	【ウ 参考とする意見】 男性の育児休暇取得に対し、各企業も様々な取り組みを実施しているが、職場によってはまだまだ取得が困難な企業も多くあるのが現状

	63 ・ 64	第4章 基本目標3 ワーク・ライフ・バランス（仕事と家庭の両立）を実現する環境づくりの推進		です。 今以上に男性が育児休暇を取得しやすい職場環境となるよう、先進的な事例の発信に努めます。
13	34	第4章 基本目標1 (1) 施設型給付付及び地域保育給付に係る事業の推進 ③3号認定（0～2歳の保育認定）	市立幼稚園の認定こども園への移行を目指して欲しい。	【ウ 参考とする意見】 公立幼稚園の認定こども園化は、松本市の将来的な人口、教育・保育の需要等を踏まえた分析とともに、保護者などの意見を聞きながら検討する必要があると考えます。
	52	第4章 基本目標2 (2) 延長保育事業		
14	36	第4章 基本目標1 (2) 教育・保育等の円滑な利用及び質の向上に係る取組みの推進 ア 認定こども園への移行	幼稚園の認定こども園への移行を進めるにあたり、公立の幼稚園から進め、率先した対応が望ましい。	【ウ 参考とする意見】 公立幼稚園の認定こども園化は、松本市の将来的な人口、教育・保育の需要等を踏まえた分析とともに、保護者などの意見を聞きながら検討する必要があると考えます。
15	37	第4章 基本目標1 (2) 教育・保育等の円滑な利用及び質の向上に係る取組みの推進 カ 外国につながる幼児への支援・配慮	「写真等を使用した」ではなく「写真等でわかりやすく説明した」案内の作成ではないか。	【ア 反映する意見】 ご指摘の趣旨を踏まえ、該当箇所の記述を修正しました。
16	38	第4章 基本目標2 (1) 利用者支援事業 1. 基本型・特定型・こども家庭センター型	コンシェルジュの配置が各施設への1名とあるが、少ないと感じる。十分な相談、情報提供ができるのか実態調査をし、充実させていくことを望む。	【オ その他】 こどもプラザには、コンシェルジュの他に保育士を配置しており、相談や情報提供に充分対応できる体制を整えています。
17	39	第4章 基本目標2	伴走型相談支援を進めていくにあたり、コー	【イ 趣旨同一の意見】 母子保健コーディネーター

		(1) 利用者支援事業 2. 妊婦等包括相談支援事業型	ディネーターの存在が重要と考える。 事業が充分生かされている事を望む。	と地区担当保健師が連携し、すべての妊産婦との面談をと おして、妊娠期から出産子育て期の切れ目のない相談支援を実施していきます。
18	43	第4章 基本目標2 (4) 産後ケア事業	産後1年未満の産婦に対し、医療機関での助成券の交付があるが、家事支援に使えるような支援も取り入れて欲しい。	【ウ 参考とする意見】 産後ケア事業は、助産師等の専門職が母体の身体的・精神的なケアや授乳相談、育児指導等を実施するサービスです。 ご意見の家事支援については、出産後の母体回復期にサポーターが自宅に訪問し、家事支援を行う「産後ママ家事支援サービス事業」を実施しています。
19	46	第4章 基本目標2 (7) 子育て世帯訪問支援事業（こども安心訪問支援事業）	虐待防止やヤングケアラーの存在を把握するのはどのように行うのか、自らの相談が出てくればよいが、隠れている人を見つける支援の連携も表して欲しい。	【イ 趣旨同一の意見】 ヤングケアラー実態把握調査をとおして、学校等と連携し、隠れたニーズ把握に対応しています。 また、虐待については、こども家庭センターを中心に要保護児童対策地域協議会の関係機関と連携し対応しています。
20	51	第4章 基本目標2 (11) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	「こども誰でも通園制度」の事業展開に期待しますが、保育士の確保が必須と考える。 保育士の労働環境の改善と共に進む事を望む。	【ア 反映する意見】 人材の確保において、「労働環境の改善」は重要な視点であり、これまでも取り組みを進めていることから、P23基本目標1の方向性に「働きやすい職場環境の整備」を追記します。
21	52	第4章 基本目標2 (12) 延長保育事業	延長保育事業の人材確保と共に、現在保育に関わっている人への支援も重要。過重労働になっていないか。	【ア 反映する意見】 人材の確保において、「労働環境の改善」は重要な視点であり、これまでも取り組みを進めていることから、P23基本目標1の方向性に「働き

				やすい職場環境の整備」を追記します。
22	55 ～ 60	第4章 基本目標2 (14) 放課後児童対策 (放課後児童健全育成事業／放課後子ども教室推進事業)	放課後児童クラブ、児童育成クラブについては、運営スタッフの充実が必須ではないかと思う。安全、安心して利用できるよう運営実態を把握して改善されることが必要と考える。	【イ 趣旨同一の意見】 運営スタッフについては、配置基準に基づき必要な人員を配置しています。 また、運営スタッフの質の向上を図るため、各種研修に引き続き参加します。
23			事業計画書において感じた課題解決に向け以下の取り組みは可能か？ 民間参入、学習支援、地域交流学習、民間及び余剰公共施設の活用、運営スタッフの確保等	【オ その他】 ご意見として承ります。

市議会厚生委員協議会での意見等の概要及び市の考え方

1 意見等の概要

区分	内容	件数
ア 反映する意見	意見等の内容を反映し、案を修正したもの	1 件
イ 趣旨同一の意見	意見等の同趣旨の内容が既に案に盛り込まれているもの	0 件
ウ 参考とする意見	案を修正はしないが、施策等の実施段階で参考とするもの	2 件
エ 対応が困難な意見	対応できないもの	0 件
オ その他	案の内容に関する質問等	0 件
計		3 件

2 意見等の概要及び市の考え方

No.	頁	項目	意見等の概要	市の考え方
1	65	第4章 基本目標3 ワーク・ライフ・バランス（仕事と家庭の両立）を実現する環境づくりの推進 (2) 子育てを応援する職場環境の推進	これまでも「周知啓発」を掲げているが、もっと積極的に取り組んでほしい。	人権共生課 【ウ 参考とする意見】 人権共生課では、利用対象の拡大を目的に、市内各地区を会場とした講座等の開催、オンデマンドやオンライン配信の実施など、企業、地域、学校に向けた取り組みを行っています。 また、ジェンダー平等センター専用ホームページへのアクセス利用の充実を図り、引き続き情報発信に努めます。 労政課 【ア 反映する意見】 ①(4)に中小企業に対して実施している取り組み内容を追記しました。

2	65		②仕事と家庭の両立促進事業に「人権共生課」も加えるべきである。	【ウ 参考とする意見】 人権共生課は①(1)及び(2)に記載のとおり企業に対し、情報提供や講座を開催し啓発活動を行っています。②に記載の「仕事と家庭の両立促進事業」は、労政課が企業に対して実施している雇用対策の事業名称のため、原案のとおりとします。
---	----	--	--	--

児童福祉専門分科会 資料2
R7. 2. 3
こども部 保育課

(協議事項)

教育・保育施設の新設、変更及び利用定員の設定について

1 趣旨

標記について、市内事業者から申請がありました。

申請について認可すること及びその利用定員の設定について、ご意見を伺うものです。

2 対象施設 (別紙3のとおり)

(1) 施設を新設するもの

ア SESUJI KIDS 保育園

イ ちいさなちいさな保育園 ぴっこ

ウ きらり松本市立病院園

(2) 施設の類型を変更するもの

ア 信学会松本南幼稚園

イ 信学会松本神映幼稚園

(3) 施設の設置者を変更するもの

信学会やまびこの森こども園

(設置者の変更に伴い「松本やまびこ保育園」から改称)

3 施設の認可・認定及び利用定員の設定に係る本市の考え方

(1) 小規模保育事業等の地域型保育事業は、満3歳未満児の受け皿として重要であり、本市では近年発生している待機児童の解消を目指し、基準を満たす施設の認可を進めます。

また、教育と保育を一体的に行う認定こども園は、多様化する教育・保育のニーズに資する施設と考えられるため、幼稚園の認定こども園化についても認めていく方針です。

(2) 利用定員の設定においては、需要が高まる3号認定について、新規施設の認可を含めた定員の拡大を図るとともに、1・2号認定は適切な定員管理のうえで、量の見込みを上回る定員を確保していきます。

4 今後の手続きについて

本日ご審議いただいた内容をもとに、教育・保育施設としての認可・認定及び、利用定員に関する確認を進め、令和7年度より各施設が運営を開始できるよう、手続きを進めます。

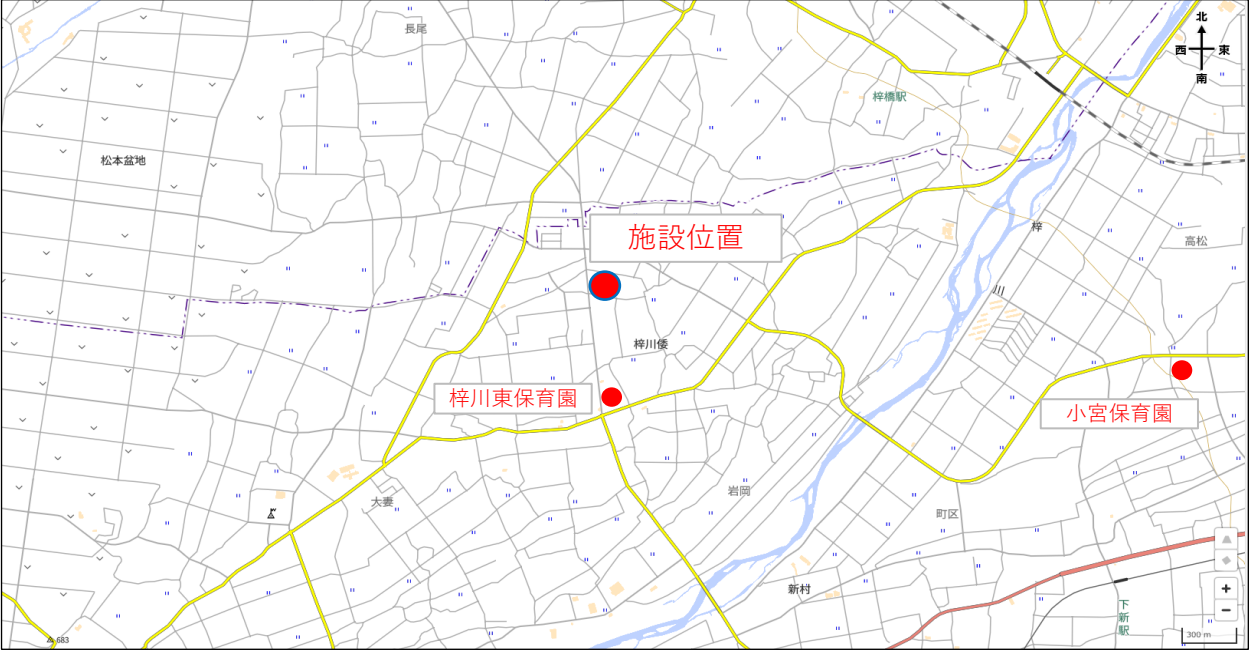
① SESUJI KIDS 保育園

設置者概要

名称	合同会社 ベビアンツ
代表者名	代表社員 有泉有爾郎
所在地	松本市梓川倭574-2

施設概要

名称	SESUJI KIDS 保育園
施設類型	小規模保育事業 A型
所在地	松本市梓川倭2102-2

施設位置	
------	--

施設外観	 施設外観 敷地（駐車場と園庭の予定） ※写真は、整備途中の場合があります。
------	---

定員

施設定員 ・ 利用定員	R 7 小規模保育事業A型				
	【新設】	0歳児	1歳児	2歳児	合計
	3号認定	6 人	6 人	7 人	19 人

施設認可に係る主な審査内容

職員の配置状況	保育に従事する職員の数：6名（必要な職員の数：5名）
施設設備及び 構造等	敷地面積： 1,354.25㎡ 延床面積： 168.75㎡ 乳児室及び、ほふく室面積：56.13㎡ 保育室・遊戯室面積：51.94㎡ 屋外遊技場面積：198㎡ 施設構造：木造平屋建て
食事の提供	自園調理
開園日・開園時間	開園日 月曜日から土曜日 開園時間 7：00から19：00
連携施設	①集団保育を体験させるための支援や助言等：市公立保育園との連携予定 ②必要に応じた代替保育の提供：民間事業者間で調整予定 ③保育の提供終了後の継続的な受け入れ：市の入園調整において配慮
備考	

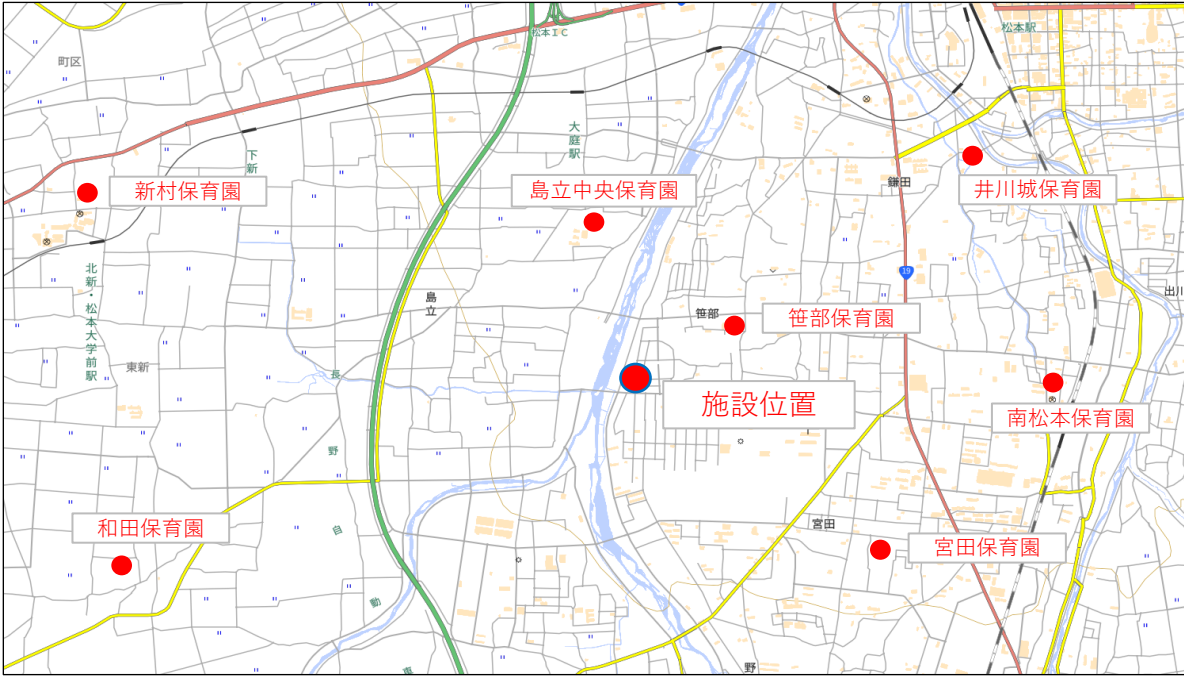
② ちいさな ちいさな 保育園 ぴっこ

設置者概要

名称	個人
代表者名	千野 優佳利
所在地	松本市笹部4－26－18

施設概要

名称	ちいさな ちいさな 保育園 ぴっこ
施設類型	家庭的保育事業
所在地	松本市笹部4－26－18

施設位置	
------	---

施設外観	 施設外観  園庭として利用する緑地 ※写真は、整備途中の場合があります。
------	---

定員

施設定員 ・ 利用定員	R 7 家庭的保育事業				
	【新設】	0歳児	1歳児	2歳児	合計
	3号認定	1 人	2 人	2 人	5 人

施設認可に係る主な審査内容

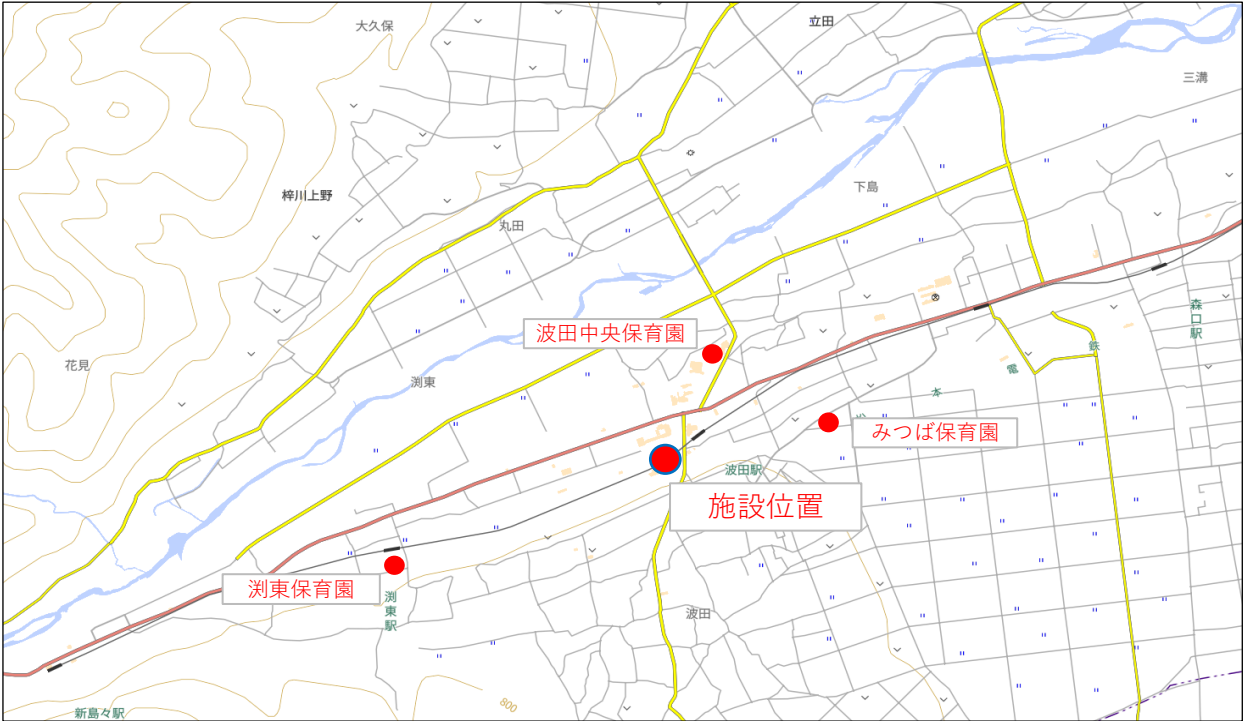
職員の配置状況	保育に従事する職員の数：4名（必要な職員の数：2名）
施設設備及び 構造等	敷地面積： 298.57㎡ 延床面積： 131.04㎡ 乳児室及び、ほふく室面積： 31.5㎡ 保育室・遊戯室面積： 31.5㎡ 屋外遊技場面積：238.57㎡（月見南緑地） 施設構造：木造2階建て（保育は1階部分のみとし、2階は事務室として使用）
食事の提供	自園調理
開園日・開園時間	開園日 月曜日から土曜日 開園時間 7：30から19：00
連携施設	①集団保育を体験させるための支援や助言等：市公立保育園との連携予定 ②必要に応じた代替保育の提供：民間事業者間で調整予定 ③保育の提供終了後の継続的な受け入れ：市の入園調整において配慮
備考	

③ きらり松本市立病院園

設置者概要

名称	特定非営利活動法人きらり
代表者名	理事長 辻明日香
所在地	塩尻市大門桔梗町2番1号 ワコウビル1階

施設概要

名称	きらり松本市立病院園
施設類型	事業所内保育事業（小規模型）
所在地	松本市波田4417-180
施設位置	
施設外観	 施設外観（建物の一部を利用）  園内の様子 ※写真は、整備途中の場合があります。

定員

施設定員 ・ 利用定員	R 7 事業所内保育事業（小規模型）				
	【新設】	0歳児	1歳児	2歳児	合計
	3号認定	2 人	3 人	3 人	8 人
	うち地域枠	1 人	1 人	1 人	3 人

施設認可に係る主な審査内容

職員の配置状況	保育に従事する職員の数：3名（必要な職員の数：2名）
施設設備及び構造等	敷地面積（当該施設部分）： 43㎡ 乳児室及び、ほふく室、保育室面積： 39.0㎡ 屋外遊技場面積：60㎡ 施設構造：鉄筋コンクリート造 2階建て1階部分
食事の提供	隣接する医療機関（松本市立病院）から搬入
開園日・開園時間	開園日 月曜日から土曜日 開園時間 7：30から19：00
連携施設	①集団保育を体験させるための支援や助言等：市公立保育園との連携予定 ②必要に応じた代替保育の提供：設置者が他施設との連携にて調整予定 ③保育の提供終了後の継続的な受け入れ：市の入園調整において配慮
地域枠の設定	定員8名 地域枠定員3名（設定すべき地域枠定員：3名）
備考	

④ 信学会松本南幼稚園（幼稚園から幼稚園型認定こども園に移行するもの）

設置者概要

名称	学校法人 信学会
代表者名	理事長 小林 経明
所在地	長野市南県町 1 0 0 3

施設概要

名称	信学会松本南幼稚園
施設類型	幼稚園型認定こども園
所在地	松本市野溝木工 2 - 6 - 3 1

定員

定員

施設定員 ・ 利用定員	R 6 幼稚園（新制度未移行園）								
	認可定員 460人								
									
	R 7 幼稚園型認定こども園								
			0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
	移行後	1号	—	—	—	93 人	84 人	84 人	261 人
2号		—	—	—	3 人	3 人	4 人	10 人	
3号		0 人	0 人	0 人	—	—	—	0 人	
計		0 人	0 人	0 人	96 人	87 人	88 人	271 人	

施設認定に係る主な審査内容

職員の配置状況	教育・保育に従事する職員の数：13名（必要な職員の数：11名）
施設設備及び構造等	敷地面積： 1,354.25㎡ 延床面積： 1,779㎡ 乳児室及び、ほふく室面積： —㎡ 保育室・遊戯室面積： 1,050.68㎡ 屋外遊技場面積： 1,778㎡ 施設構造：鉄筋コンクリート造 3階建て
開園日・開園時間	開園日 1号認定：月曜日から金曜日、2号認定：月曜日から土曜日 開園時間 1号認定：7：30から19：00 （教育時間 10：00から14：00） 2号認定：7：30から19：00
食事の提供	外部搬入（1・2号）

⑤ 信学会松本神映幼稚園（幼稚園から幼稚園型認定こども園に移行するもの）

設置者概要

名称	学校法人 信学会
代表者名	理事長 小林 経明
所在地	長野市南県町 1 0 0 3

施設概要

名称	信学会松本神映幼稚園
施設類型	幼稚園型認定こども園
所在地	松本市神林 3 6 8 2

定員

定員

施設定員 ・ 利用定員	R 6 幼稚園（新制度未移行園）								
	認可定員 230人								
									
	R 7 幼稚園型認定こども園								
			0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
	移行後	1号	—	—	—	51 人	45 人	45 人	141 人
2号		—	—	—	3 人	3 人	4 人	10 人	
3号		0 人	0 人	0 人	—	—	—	0 人	
計		0 人	0 人	0 人	54 人	48 人	49 人	151 人	

施設認定に係る主な審査内容

職員の配置状況	教育・保育に従事する職員の数：7名（必要な職員の数：7名）
施設設備及び構造等	敷地面積： 3,045㎡ 延床面積： 989.13㎡ 乳児室及び、ほふく室面積： —㎡ 保育室・遊戯室面積： 531㎡ 屋外遊技場面積： 2,176㎡ 施設構造：鉄筋コンクリート造 2階建て
開園日・開園時間	開園日 1号認定：月曜日から金曜日、2号認定：月曜日から土曜日 開園時間 1号認定：7：30から19：00 （教育時間 10：00から14：00） 2号認定：7：30から19：00
食事の提供	外部搬入（1・2号）

⑥ 松本やまびこ保育園（設置者を変更するもの）

設置者概要	新	旧
所在地	長野市南県町１００３	松本市小屋南１－８－１０
名称	学校法人 信学会	社会福祉法人 信州福祉会
代表者名	理事長 小林 経明	理事長 小林 経明

施設概要	
所在地	松本市小屋南１－８－１０
名称	信学会やまびこの森こども園 ※設置者の変更に伴い改称。
施設類型	幼保連携型認定こども園

定員

施設定員 ・ 利用定員	R 7（幼保連携型認定こども園） ※定員の変更はありません。							
		0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
	1号	—	—	—	5 人	5 人	5 人	15 人
	2号	—	—	—	50 人	55 人	55 人	160 人
	3号	6 人	15 人	24 人	—	—	—	45 人
	計	6 人	15 人	24 人	55 人	60 人	60 人	220 人

設置者の変更認可に係る主な審査内容	
設置者について	当該法人は、市内において他の教育、保育施設の運営を行っており、運営能力に問題は ありません。
施設設備、構造等 及び施設運営	設置者の変更に伴う運営方法の変更はありません。